

8) 相談等

(推進会議の認識)

障害者にとって、乳幼時やその後の人生の節目において、また医療、就労等を含む生活の様々な分野に関し相談できる体制があることが重要である。しかし、どこに、どのような相談機関があるのかを探ることからはじめなければならない、ようやく相談が始まっても高圧的な対応をされたり、必要なコミュニケーション支援がないばかりに必要な情報を得られずに放置されてしまう等の経験をもつ障害者は多い。

【身近な地域での相談等】

そこで、まず、地域の身近な場所で、いつでも対応できる相談の体制づくりが求められる。相談機関相互の連携だけでなく、専門的知見を有する障害者団体による支援、様々な相談を受け止め、相談分野を限定しないいわゆるワン・ストップ・ステーションを含め障害者の権利を擁護し、本人中心の支援を行い、相談内容を解決できる相談体制が必要である。

【相談におけるコミュニケーションの確保】

相談において、手話、点字、筆談、要約筆記、指点字等をはじめ、知的障害・発達障害においても、一人ひとりに対応したコミュニケーション手段を活用するなど、多様なコミュニケーション手段を求めに応じて確保すべきである。

【障害当事者による相談活動】

障害当事者が、障害者自身の尊厳を回復し、自己の権利を理解し、自己決定できるよう、障害当事者が相談活動を担ういわゆるピア・カウンセリングを相談等に積極的に活用し、促進する必要がある。また、地域での自立生活体験等の機会を提供し、地域生活のイメージを具体化する等のエンパワーメント支援ができるようにする必要がある。

【相談者の研修】

相談を効果的に実施するためには、相談業務にかかわる者の資質が大きく問われる。

そこで、まず、障害を正しく理解でき、適切に相談業務が担えるよう、研修を充実するべきである。

また、障害者が尊厳を回復し、権利を主張できるよう、相談を担う者の知識や技能を高めることが求められる。

さらに、障害者に対する差別に関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受ける立場にあることについての理解等、人権について研修が実施されるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる体制を整備し、相談の場面では、障害者の求めに応じ必要なコミュニケーション手段を提供すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ コミュニケーション手段の提供については、障害者の相談は福祉分野の相談に限らず、すべての場面で行われるものであり、コミュニケーション手段の保障は福祉的支援として行われるものに限定されるものではないことに留意すべきである。

(厚生労働省)

- ・ 障害者自身が相談業務を担う機会を増やすために必要な措置を講じること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 「障害者自身が相談業務を担う機会を増やすために必要な措置を講じること」とあるが、障害者自身が担うものに限らず、障害者の相談の充実を図っていくことが必要であり、また、障害者が誰から相談を受けるかは、障害者自身の選択によるものであることから、障害者自身が担うもののみについて、記述することは均衡を欠く。

また、相談「業務」に限らず相談を行う機会を増やす必要があることから、「相談業務」は「相談」とすべき。

(厚生労働省)

- ・ 相談業務を担う者に対し、障害についての知識、障害者に対する差別に関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受ける立場にあることについての理解等、人権について研修を行うこと。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 法務省の人権擁護機関においては、人権侵害の被害者の相談などに適切に対処するため、人権擁護事務を担当する法務局職員及び人権擁護委員に対し、各種研修を実施するなど、必要な措置を講じている。

DE78
(厚生労働省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

9) 住宅

(推進会議の認識)

日本ではいまだに多くの障害者が施設や精神科病院での暮らしを余儀なくされている。また地域社会で暮らす障害者にとっても、住居の確保にさまざまな困難を抱えている。

そこで、国又は地方公共団体は、特定の生活様式を強いられることなく、何処で、誰と住むかについての選択ができる障害者の地域社会で暮らす権利を促進するため、下記の諸点を含む計画的な住宅の確保のための措置を取るべきである。

【公営住宅利用における課題】

障害者にとって利用しやすい公営住宅の提供は、不十分である上に、障害に配慮したアクセシブルな住宅の提供は、限られている。市街地から離れた場所に建設される公営住宅は、公共交通機関等を利用しにくい場合、社会参加が制限される。公営住宅法施行令には重度障害者の単身入居について一定の条件を附したいわゆる「相対的欠格条項」があり、単身入居が制限されている。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅が地域生活を可能にし、地域移行を促進するための基盤の一つとしての役割を果たし得るものであることから、バリアフリーの観点から障害に配慮し

た公営住宅の数を増やすだけでなく、ユニバーサルデザインの観点から、すべての建物が障害者や高齢者が利用できる公営住宅の整備を計画的に取り組む。特に、障害者の単身者用の公営住宅の整備を促進する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・平成3年以降に新たに整備される公営住宅については、整備基準において、バリアフリー対応構造を標準仕様としている。
- ・また、地方公共団体が実施する公営住宅の整備事業やストック改善事業について、国は社会資本整備総合交付金による支援を行っているところ。

上記のとおり、本件については既に必要な措置を講じているところであり、引き続き、その取組みや支援を実施する。

(実施時期・検討期間)

- ・交付金事業については、平成17年度から実施（平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金）。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

※平成16年以前においても、補助金事業として公営住宅の整備事業等を支援。

- ・公営住宅の申し込みに当たり、常時介助が必要な障害者であっても入居資格に条件を付されることなく、単身で入居申込みができる制度にする。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・公営住宅の入居資格である同居親族要件（公営住宅法第23条第1項第1号、公営住宅法施行令第6条第1項）については、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案において、廃止されることとなっている。

(実施時期・検討期間)

- ・法律案を第174回国会提出、現在継続審議中。

(国土交通省)

【民間賃貸住宅利用における課題】

障害者が民間賃貸住宅を利用する際に、申込者又は同居予定者が障害者であること、バリア（障壁）を除去するための改造が必要であること、退出時の原状回復が困難であること等を理由に、入居拒否される等のトラブルが生じている。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 障害者の利用しやすい民間住宅の建築を促進するため、バリアフリー化が進んだ良質な住宅建設に対し、補助金や金利優遇措置等を講ずるとともに、バリアフリー改修工事に係る費用助成等の施策も促進する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 社会資本整備総合交付金により、地方公共団体による民間住宅のバリアフリー改修補助事業について、支援を行っているところ。
- ・ バリアフリー改修促進税制による支援

(実施時期・検討期間)

- ・ 平成17年度から実施（平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金）。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。
- ・ 平成19年度から実施。

(国土交通省)

- ・ 公的な家賃債務保証制度は、基本約定締結の対象戸数に比べ保証引受件数が少ないことから、利用者に対する制度の周知を図るとともに、利用しやすい仕組みづくりの在り方を検討し、より利用しやすい債務保証制度となるように必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 家主1件当たり基本約定を1件締結する必要のある現行手続きを見直し、事務手続きを簡素化することを検討する。その際、基本約定の締結について、家主に対して保証制度の内容について理解を求めるための措置を講じることが必要となる。
- ・ また、平成21年7月に、(財)高齢者住宅財団の「家賃債務保証業務規程」を変更し、従来の債務保証の対象が障がいの程度の高い世帯に限られていたところ、障がいの程度が低い障がい者世帯も対象に追加している。これにより、民間賃貸住宅への入居のニーズが相対的に高い世帯層も保証の対象となっており、こうした制度の変更等を含め、引き続き周知を図っていく。

(実施時期・検討期間)

- ・ 平成23年度に(財)高齢者住宅財団の家賃債務保証業務規程を変更して、制度

を円滑に利用するための見直しを実施。

- ・平成23年度以降、引き続き周知を実施。

(国土交通省)

- ・住宅セーフティネット法に基づき居住支援協議会（地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等で構成）を組織することができるが、有効に活用されていない実態を踏まえ、必要な支援を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・居住支援協議会の活用には、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目的に組織される居住支援協議会の立ち上げや活動を支援する事業を実施しているところ。

(実施時期・検討期間)

- ・平成22年度から実施。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

- ・民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、賃貸契約の申込み拒絶等、民間賃貸住宅の利用に当たり生じる問題において、差別問題が発生しないよう当面对応可能な必要な措置を取りつつ、その解決の仕組みの在り方について、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・民間賃貸住宅市場において入居制限が行われている等を踏まえ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目的に組織される居住支援協議会の立ち上げや活動を支援する事業を実施しているところ。

(実施時期・検討期間)

- ・平成22年度から実施。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

【グループホーム、ケアホームに関する課題】

グループホーム、ケアホームは、施設からの地域移行や保護者に依存した生活から自立するための多様な住まいの一つの形態としての役割を担っている。

しかしながら、グループホーム等の建設に当たり、周辺住民からの反対がおき、中断されることがある。障害者が入居する時に限って、地方自治体によっては法律上の根拠がないにもかかわらず事業の実施主体に地域住民から建設の了解を取るよう求める場合もあり、これについては障害者に対してだけ特別な条件を課すものではないかとの指摘もある。グループホーム等を建設するに際して、建築基準法や消防法の規制に対応できず、建築を断念せざるを得ない場合もある。

さらには、利用者に対して、居宅支援サービスの利用ができるようにすべきとの要望がある。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用が進むよう必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用する措置については、障害者が地域で暮らせる社会の実現に向けて有効性が認められることから、公営住宅法第45条においてその使用が認められているところである。
- ・ また、公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費については、社会資本整備総合交付金事業による補助対象としているところ。
- ・ 更に、その利用促進については、「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニュアルについて」(平成21年5月19日付け国住備第167号)において、公営住宅の同事業へのより一層の活用が図られるような措置を講じているところ。

上記のとおり、本件については既に必要な措置が講じているところであり、引き続き、その取組みや支援を実施する。

(実施時期・検討期間)

- ・ 交付金事業については、平成17年度から実施(平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金)。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

- ・ グループホーム等における支援の在り方について、居宅支援サービス等も含め、居住者のニーズに応じた多様な支援が可能となるよう、引き続き総合福祉部会で検討する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- グループホーム・ケアホームにおいて既に居宅支援サービスが行われており、これに加えて別の事業者から居宅支援サービスの提供を受けることとした場合、
- ・ サービスの提供に係る責任の所在が不明確となり、必要かつ十分なサービスが提供できないおそれや、事故発生時に十分な対応がなされないおそれがある
 - ・ サービスを二重で受けることとなり、公費負担も二重払いとなってしまうといった問題があるので、「居宅支援サービス等を含め」は削除すべきである。

(実施時期・検討期間)

- ・ グループホーム等のあり方については、現在、総合福祉部会で検討中であり、来年8月に新法の骨格提言を行うと承知している。

(厚生労働省)

- ・ グループホーム等の建設に当たって、建築基準法や消防法の基準を満たす上で必要となる設備等に対する必要な支援を講ずるとともに、既存の集合住宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について、総合福祉部会における議論も踏まえつつ必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 前段のグループホーム等に関する建築基準法や消防法の基準を満たすための改修等については、現行の国庫補助制度において既に措置済である。
- ・ 建築基準法や消防法の規制がグループホーム等の建設抑制にならないよう必要な措置について検討すべきである。
- ・ 後段のグループホーム等の形態については、総合福祉部会で検討されているところであり、「既存の集合住宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について」の必要な措置を講ずることを前提とした表現は適当ではない。

(実施時期・検討期間)

- ・ 建築基準法や消防法の基準を満たすための改修等については、既に措置済である。
- ・ グループホーム等のあり方については、現在、総合福祉部会で検討中であり、来年8月に新法の骨格提言を行うと承知している。

(厚生労働省)

- ・ グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルについては、差別禁止部会における議論も踏まえつつ、紛争を調整する仕組みの構築等必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 事後的に地域住民との紛争を調整する仕組みを構築するよりも、事前に紛争が生じないよう地域住民の障害への理解を深める施策を重点的に実施することが重要と考えるため、以下のとおり表現を改めるべきである。

「グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討する。」

(実施時期・検討期間)

- ・ 内閣府に置かれた差別禁止部会における議論を踏まえ、今後、検討する。

(厚生労働省)

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の地域社会での生活を可能とするため、公営住宅施策においては、障害者の地域移行を促進し、また重度の障害者も含め、障害者の居住に適した住宅の提供という観点から計画的に整備し、民間住宅政策においては、民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するとともに、居住可能な住宅建設や容易に利用するうえで必要となる支援の措置を取るといった観点から、総合的な住宅施策をとること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

- (P)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

- (P)

10) ユニバーサルデザイン

(推進会議の問題認識)

私たちの日常生活や社会生活は、障害者には利用できない商品やサービス、様々な社会環境に囲まれていると言っても過言ではない。

例えば、視覚障害のある人が、買い物やレストランに行くために、お金を引き出そうとしても、銀行のATMのタッチパネルを使えないし、駅の券売機も同じように使えない。ドラッグストアで風邪薬を買っても効能書きは点訳化されておらず、同時に買った胃薬も似たような容器であれば、風邪薬との違いも分からない。レストランに入ってもメニューはいちいち店員に全部読んでもらわなければ、中身が分からない。図書館で調べ物をしようとしても、点訳されている本は、ほんのわずかしかない。また、多機能トイレは誰にとっても使いやすいものになっている反面、その分利用者が増え、本当に必要な人が必要な時に使えなくなっているのではないかという指摘もある。

このように、障害者は日常生活において様々な不自由を感じていることから、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営むことができるように、ユニバーサルデザインの普及が不可欠である。

そして、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできるというユニバーサルデザインの考え方が、単に製品だけでなく、広く、環境、計画及びサービスの設計などについても、同じくなされなければならない。

そのためには、ユニバーサルデザインに基づく製品、環境、計画及びサービスの設計がなされるための、研究開発における具体的な指針やガイドラインの策定、財政的支援、計画的普及のための措置を含む体制の整備を図ることが必要である。

さらに、ユニバーサルデザインの普及とともに、障害者の補装具など、そもそも特定のニーズに応じることが求められるものや、障害者の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去するためのバリアフリーのための措置も、同時に講じられなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 製品、環境、計画及びサービスの設計などに当たっては、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるようにすること。

・ その際には、可能な限り障害当事者が参画し、その意見を踏まえたものとする
こと。

・ 同時に、特定のニーズに応じ、または、生活上の障壁となるものを除去するた
めの支援機器の普及、技術開発について、必要な措置を講ずること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 国際ルールであるISO/IEC Guide71をもとに制定したJIS Z 8071 (高齢者及び
障がいのある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)において、「アクセシ
ブルデザイン (狭義のユニバーサルデザイン)」という概念を定義しており、そ
の概念に基づいて、現在、包装容器の識別、消費生活用製品の凸記号表示、触知
案内図など約30のJIS (日本工業規格)を制定している。
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下「NEDO」という)において、
福祉用具の実用化研究を行う民間企業等に公募を行い、高齢者や障害のある人等
の生活の質の向上を目的として優れた創意工夫ある研究開発に対して補助 (2/
3以内)を行っている。

(経済産業省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

11) 公共的施設のバリアフリー化、並びに交通・移動の確保

(推進会議の認識)

障害者が、必要に応じて、公共的施設、交通機関等を円滑に利用できるよ
うにすることは、あらゆる権利行使の前提であり、障害者の日常生活又は社
会生活を営むうえで欠かすことのできない切実な課題である。

【国及び地方公共団体の責務と地域間格差の解消】

公共的施設のバリアフリーにおいては、一定の進展はみられるものの、地
方においては、バリアフリー新法の対象となる規模以上の建築物や施設等が
大都市よりも少ないため、結果として地方における整備が進んでいない現状
がある。今後の交通基本法の法案内容を視野に入れながらも、バリアフリー
新法には責務の主体として「国」、「地方公共団体」及び「公共的施設を設置

する事業者」が明記されていることに留意し、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の遅れを解消することが必要である。そして、地域間格差の解消のため、整備対象施設の更なる範囲の拡大も含めた効果的な方策が実施されなければならない。

【交通計画又は市町村の基本構想策定に必要な視点】

現在、検討されている交通基本法との関連を踏まえ、国及び地方公共団体による交通計画の策定やバリアフリー新法に基づく市町村の移動等円滑化基本構想の作成・改定にあたっては、利用や移動が困難な障害者の参画を図り、その意見を尊重することが必要である。

【合理的配慮の位置づけ】

国は、公共的施設、交通機関等のバリアフリー化における最低基準を示して基盤整備を行っているところであるが、その最低基準による基盤整備をしてもなお、障害者の障害特性等によって利用や移動に制約が残る個別的事案が生じた場合には、事業者が合理的配慮の提供を適切に行うことができるよう、国及び地方公共団体は、必要な技術的又は財政的支援を講ずることが必要である。

また、公共的施設や交通機関等の利用や移動における差別事案の解決の在り方については、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 国及び地方公共団体は、地域間格差の実情を踏まえ、切れ目のない交通手段も確保するという観点から、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進をより一層計画的に推進すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ バリアフリー化の計画的推進は、現行の障害者基本法において既に規定済みと認識。
- ・ バリアフリー新法に基づく基本方針に定める移動等円滑化の目標は、限られた財源で最大の整備効果を得るために全国一律の基準で定めているもの

であり、大都市部、地方部ともに、全体として更に整備が進むよう、可能な限り対象施設の範囲を拡大することを検討しているところである。

- ・各地域における交通手段の連続性の確保については、地域の実情に基づき、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基本構想において措置することが可能である。

(国土交通省)

- ・国及び地方公共団体における公共的施設、交通機関等の整備に関する計画の策定にあたっては、障害者の参画と意見を尊重し、当事者のニーズを適切に踏まえたものとする。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・国については、バリアフリー新法第4条において、高齢者・障害者等と協力して、その意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、移動等円滑化の促進のための施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されている。
- ・地方公共団体については、同法第5条において国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨、また、市町村については、同法第25条において移動等円滑化基本構想を作成しようとするときは高齢者・障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨、さらに同法26条において基本構想の作成等に関して高齢者・障害者等を含む協議会を組織できる旨、協議会において協議が調った事項についてはその結果を尊重しなければならない旨等が規定されている。
- ・以上により、障害者の参画等については制度的に措置されており、殊更、障害者基本法において屋上屋を重ねるような措置を講ずる必要はないと認識。

(国土交通省)

- ・国及び地方公共団体は、合理的配慮を確保するために必要な施策を実施すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・「合理的配慮」に関しては、新たな概念であり、社会的影響が非常に大きい

ものと考えられるが、現段階において、その具体的内容について政府全体における議論は何ら進展しておらず、共有認識も確立されていないにも関わらず、障害者基本法の各施策分野において拙速に規定を置くことは妥当性を欠き、不相当と認識。仮に何らかの規定を置くとしても、総則における規定とすべき。

(国土交通省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

12) 情報アクセス・コミュニケーション保障

(推進会議の認識)

基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。

【必要とする言語及び多様なコミュニケーション手段の利用】

国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。

また、国及び地方公共団体は、情報通信技術を含む支援技術において、電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者が、この製品・サービスを提供するにあたって、障害者に障害のない人と平等に情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるよう、必要な措置を講じるべきである。

【災害時の情報と必要な支援の提供】

国及び地方公共団体は、自然災害や人為による災害が発生したときには、通常の生活に重大な支障が生じる、又は生命に危険が及ぶあらゆる現象に関する

情報と、これらの支障や影響を回避するための情報を障害者に提供しなければならない（発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報など）。

また、こうした情報を一方的に伝えるだけではなく、災害時に障害者と連絡を取り、必要な支援を把握、提供しなければならない。

【情報提供における障害者の参加】

電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者の意見を聴取する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及びコミュニケーション手段が保障される権利を有する。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害者が情報にアクセスし、必要とするコミュニケーション手段を使用することができるよう、必要な施策を講ずること。
- ・ 国及び地方公共団体は、災害時において、障害の特性に対応した伝達手段による緊急連絡等の必要な支援を障害者に提供及び相互に連絡できるよう必要な施策を講ずること。

（実施・検討に当たっての留意点）

- ・ 災害の発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報などの情報提供は、実際の災害が発生した場合には第一義的には地方公共団体において行われることとなるから、担当省庁及び地方公共団体の意見を聞くべきと考える。

（内閣府）

- ・ 現在、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において、都道府県警察

は、防災訓練の実施、防災知識の普及並びに災害発生時における被災状況、避難措置及び交通規制等に係る情報の伝達について、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮するものとされているほか、避難誘導に当たっても、高齢者及び障害者について可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、十分配慮するものとされている。また、緊急交通路の確保については、障害者を区別することなく、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策的的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとされている。

- ・ 各自治体においても障害者を含む災害時要援護者リストが作成され、警察を含む関係機関において共有することによりこうした対応を可能とする枠組みが構築されている。

(警察庁)

- ・ 建物内で火災が発生した場合の警報については、消防法令において当該建物の関係者に音による警報が義務付けられているのみであり、また、個人の住宅においても、現在広く普及している火災警報器は、音のみによる警報となっている。そのため、聴覚障害者に対応した火災警報設備等の普及推進方策について検討する必要がある。

→ 平成 22 年度より総務省消防庁において検討しており、今年度中に報告をとりまとめる予定。

- ・ 障害者への支援については、「災害時要援護者避難支援ガイドライン(H18.3)」において、行政側の情報伝達体制の整備、及び障害者の特性に配慮した情報伝達手段の確保の取り組みを進める必要性について指摘している。

(総務省消防庁)

- ・ 災害時等の情報提供については、施設等のバリアフリー化の一環として、視覚及び聴覚を通じた情報提供を行うよう誘導案内設備の整備をガイドラインに位置付け、整備を促進しているところ。

(国土交通省)

- ・ 国及び地方公共団体は、事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

13) 文化・スポーツ

(推進会議の認識)

自由に文化・スポーツに参加し、これに貢献し、又は楽しむこと、そして、レクリエーション・余暇等を楽しむことは、障害の有無にかかわらず、すべての人の権利である。しかしながら、障害者はその機会へのアクセスを欠き、排除されることもある。また、文化やスポーツは贅沢なものであり、障害者の享受には制限があっても仕方がない、というような社会的通念もあるが、これらは変えていかなければならない。

現行の基本法には「障害者の文化的意欲を満ち、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ」とあるが、障害者は文化的意欲が乏しいという想定で支援しなければならないとも受け取られかねない表現になっている。むしろ、障害者が文化・スポーツ等に参加、貢献する主体であることを前提とした表現に改めるべきである。

【文化等について】

障害者が文化、余暇、レクリエーション等を享受しようとする場合に、物理的バリアのため施設やその機会を利用できない、映画の字幕など情報保障の欠如のために文化作品等を鑑賞できない、文化施設等までの交通アクセスが整備されていない等の実態があるため、障害のある人が障害のない人と同等に文化、余暇、レクリエーション等を享受できるようにする必要がある。また、障害者が芸術・文化活動等創造的な分野で活動ができるような支援や環境整備も必要である。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 美術館や博物館における字幕や音声解説の普及、鑑賞しやすい展示方法の改善や劇場での補聴援助システム等の整備などとともに、国内の文化的に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、どのような不都合が生じているかについての実態を把握し、可能な限り障害者の利用への配慮を行うなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるように必要な支援を行う。

【文部科学省・関係省庁】

(実施・検討に当たっての留意点)

・ 博物館法第8条に定める「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(平成15年)において、設置者に対し、博物館に障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるよう促している。また、本告示については、近く改正を行う方向で検討しているところであり、その中で障害者が鑑賞しやすい環境の整備についても十分に留意して参りたい。

(実施時期・検討期間)

・ 上記告示の改正については、本年度内を目途に検討中。

(文部科学省)

(実施・検討に当たっての留意点)

・ 文化庁においては、美術館・博物館に対して、字幕や音声解説の普及という施設整備支援ではなく、観覧へのソフト面の支援を実施。
・ 文化財の性質・所在・周辺環境は個々に異なることから、統一的な調査ではなく、現状の文化財の価値を損なわない範囲でアクセスが容易となるよう、個々の文化財ごとにアクセスの改善を図っていくことが適切。

(実施時期・検討期間)

・ 美術館・博物館の観覧や、国内の文化的に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、可能な限り障害者の利用への配慮を行うなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるよう支援に努めており、事例の収集を含めて今後とも引き続き必要な支援に努める。

(文化庁)

・ 第一次意見における情報バリアフリーの一環として、映画、DVDへの字幕付与等について、障害のある人に対する情報保障が行われるように必要な環境整備を図る。

【関係省庁】

(実施・検討に当たっての留意点)

映画、DVDへの字幕付与については、既に業界団体や民間企業が連携してNPO法人メディアアクセスサポートセンターを立ち上げており、同団体において「聴覚障害者用字幕」「視覚障害者用音声ガイド」などの制作、普及と

いった必要な措置が講じられている。

(実施時期・検討期間)

現時点では実施・検討について時期は未定だが、具体的な方策が判明次第、検討を始めることとしたい。

(経済産業省)

【スポーツについて】

障害者がスポーツを楽しもうとする場合に、物理的バリアのため施設を利用できない、精神障害を理由に施設の利用が拒否される、車椅子利用であるために一般の市民マラソン大会への参加を拒否される等の実態がある。

たとえば、スポーツへの参加資格が問われない場合、又は参加資格が必要ではあるが参加資格を満たす場合において、障害に基づいて参加が拒否されたり、合理的配慮の提供が当該競技の本質を害することがないにもかかわらず提供されないことで、参加ができないなどの差別があってはならない。

また、国際レベルの大会に出場できるアスリートであっても海外等で長期の遠征に行く際に費用の問題や職場の理解を得られないなどのために、競技を断念せざるを得ないこともある。

しかしながら、障害の有無に関わらず、スポーツに参加する機会は平等に与えられるべきであり、障害のある人も障害のない人も共にスポーツを観戦したり、参加できるようにしなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 国又は地方公共団体は、障害者が差別なく、スポーツに参加できる機会を有することができるように、官民の施設整備やスポーツ大会等の運営に当たってバリアフリーの整備及び、合理的配慮の確保が行われるようにするなど、必要な環境整備を行い、障害者スポーツの振興を図る。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 文部科学省では、スポーツ振興を進めるに当たって、基本的に障害を持った方とそうでない方の区別をせず、広くスポーツ振興策として取組を進めている。今後10年間のスポーツ施策の方向性をとりまとめた「スポーツ立国戦略」を本年8月にとりまとめているが、その中でも、スポーツに触れることができるようにするための機会の整備や指導者に育成についても

盛り込んでいる。

なお、戦略には、特に、パラリンピアンの利用も含めたナショナルトレーニングセンターの在り方の検討、パラリンピックなどの競技性の高い障害者スポーツについての連携強化などについて、個別事項として盛り込んでいる。また、関係省庁との連絡会議を新設し、障害者スポーツも含めた総合的なスポーツ振興施策の実施を図ることとしている。

(文部科学省)

- ・ 一般の公立体育館等のバリアフリー化や備品の整備などの予算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

- ・ 国又は地方公共団体は、特に競技性の高い障害者スポーツについては、競技スポーツとしての一般への周知・理解を広め、これを育成するために財政的支援を含め必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 総合国際競技大会指定強化事業などの予算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

- ・ 国又は地方公共団体は、障害者がスポーツに触れる機会を増やし、スポーツを行う障害者の裾野を広げるために、障害者スポーツの指導者の育成等必要な措置を講ずる。

【文部科学省・厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 各種スポーツ・レクリエーション教室の開催及び指導員の養成などの予算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

【文化・スポーツ等のいずれにもかかわる点について】

障害者が障害のない人と同等にスポーツに参加したり、観戦を楽しんだり、又は、文化活動に参加したり、文化等を享受するためには、そもそもこれらの機会にアクセスできなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 移動支援、身体介助、コミュニケーション支援などの福祉的支援は障害者が文化・スポーツ等を享受するために不可欠であることから、平成23年末を目途に総合福祉部会において進められている福祉的支援の在り方の検討に当たっては、こうした観点も踏まえた検討を行う。

【厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 支援の確保等は施策分野ごとにそれぞれ必要な支援を検討すべき問題であり、また、運営者等による合理的配慮も行われるべきであり、すべて福祉的な支援として行われなければならないという認識は誤りである。総合福祉部会では福祉的支援の在り方全般の検討が行われているのであって、文化・スポーツに限定した支援について第二次意見に盛り込むことは不適當であり、削除すべきである。

(厚生労働省)

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、文化、スポーツ、レクレーション、余暇に参加し、これに貢献し、これらを楽しむ権利があることを確認すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ これらの参加を促進し支援していくことは必要と考えられるが、「権利」とは、具体的にどのような権利なのか、障害のない者の場合との関係も含めて整理が必要である。

(厚生労働省)

- ・ 障害者は文化的意欲が乏しいので意欲を喚起させなければならないとの誤解を招きかねない現行の「障害者に文化的意欲を起こさせ」という表現